

令和7年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和7年11月26日（水）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 6階 第2委員会室

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 市長からの諮問について（資料1）

4 会議録署名者の指名

5 議題

(1) 令和8年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（資料2）

(2) 令和7年度碧南市国民健康保険特別会計補正予算について（資料3）

6 その他

(1) 次回開催日程

令和8年2月3日（火）午後1時30分より

会場：碧南市役所6階 第2委員会室

令和7年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

【敬称略】

委員	氏 名	所 属	備 考
被保険者代表委員	おがさわら けいぞう 小笠原 恵三	新川地区在住	
	すぎうら としゆき 杉浦 利之	旭地区在住	
	すぎうら ゆうじ 杉浦 勇二	大浜地区在住	
	すずき しげゆき 鈴木 重幸	旭地区在住	
	とりい まきお 鳥居 牧夫	西端地区在住	
療養機関代表委員	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	にれ たかこ 楡 孝子	碧南市医師会	
	ふじうら かずき 藤浦 一喜	碧南市医師会	
	すぎうら りゅういち 杉浦 龍一	碧南歯科医師会	
	いけだ ふみあき 池田 史明	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	はらだ たかし 原田 孝司	あいち中央農協	職務代理
	おだ なおき 小田 直樹	民生委員児童委員協議会	会長
	すぎうら こうじ 杉浦 弘二	老人クラブ連合会	
	かみや まきこ 神谷 満喜子	女性団体連絡協議会	
	いしかわ しろう 石川 史朗	碧南青年会議所	

7 碧 国 第 1 0 2 号

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

碧南市国民健康保険運営協議会

会長 小田 直樹 様

碧南市長 小 池 友 妃 子

碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）

碧南市国民健康保険条例第 2 条の規定により、令和 8 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて、貴協議会の意見を求めます。

令和 8 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 実質単年度収支（決算）

単年度収支－前年度繰越金－基金繰入金－決算補填等目的の法定外繰入金＋基金積立金

単位：円

年度	単年度 収支額	前年度 繰越金	基金繰入金	決算補填等目的 の法定外繰入金	基金 積立金	実質単年度 収支額
R2	64,890,089	106,821,858	15,836,000	0	461,581	△57,306,188
R3	103,999,654	64,890,089	260,000,000	0	333,525	△220,556,910
R4	84,948,085	103,999,654	432,000	172,515,000	445	△191,998,124
R5	39,932,842	84,948,085	0	230,640,000	1	△275,655,242
R6	64,579,174	39,932,842	0	199,756,000	4	△175,109,664

(2) 基金保有額

単位：円

年度	基金保有額
R2	260,096,980
R3	432,505
R4	950
R5	951
R6	955

(3) 令和 7 年度予算の状況（1 2 月補正後（見込み））

一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金（予定） 50,246 千円

令和 4 年度決算において決算補填等目的の一般会計からの繰入金（解消・削減すべき赤字）があり、発生の翌年度までに解消が見込まれない状況にあったことから、愛知県国民健康保険運営方針における「赤字市町村」と定義された。このため、赤字解消の目標年次を令和 8 年度とした「赤字解消計画」を策定した。

2 標準保険料率と本市の税率との乖離

平成 30 年以降、都道府県は、納付金の額を決定、その額から市町村の標準保険料率を算出し、市町村では、標準保険料率を参考に税率を定めることとなった。

納付金、標準保険料率は上昇傾向にあるが、本市では被保険者の保険税の負担緩和を図るため、基金を活用することで、税率を据え置き、財源不足を補ってきた。その結果、本市の税率は、標準保険料率と大きく乖離したものとなり、令和 4 年度から税率改正を行っているが、基金も枯渇し、納付金の財源は、まだ不足している。

○税率と令和7年度標準保険料率との乖離

区 分		標準保険料率 A	現行税率 B	乖離 (A-B)
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.63 %	7.60 %	0.03 %
	均等割	32,747 円	32,200 円	547 円
	平等割	21,259 円	21,200 円	59 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.79 %	2.70 %	0.09 %
	均等割	11,811 円	11,800 円	11 円
	平等割	7,668 円	7,600 円	68 円
介護納付金 課税額	所得割	2.38 %	2.20 %	0.18 %
	均等割	12,045 円	11,300 円	745 円
	平等割	5,962 円	5,900 円	62 円
合 計	所得割	12.80 %	12.50 %	0.30 %
	均等割	56,603 円	55,300 円	1,303 円
	平等割	34,889 円	34,700 円	189 円

3 税率改正（案）

(1) 方針

令和3年度開催の本協議会において、市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和4年度から5か年かけて段階的になくすことと決定された。

(2) 令和8年度税率改正

令和8年度に令和8年度標準保険料率と一致させる。

区 分		改正案 C	現行 D	引上幅 (C-D)
基礎課税額 (医療分)	所得割	8.00 %	7.60 %	0.40 %
	均等割	34,600 円	32,200 円	2,400 円
	平等割	22,100 円	21,200 円	900 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.90 %	2.70 %	0.20 %
	均等割	12,300 円	11,800 円	500 円
	平等割	7,900 円	7,600 円	300 円
介護納付金 課税額	所得割	2.44 %	2.20 %	0.24 %
	均等割	12,200 円	11,300 円	900 円
	平等割	6,000 円	5,900 円	100 円
合 計	所得割	13.34 %	12.50 %	0.84 %
	均等割	59,100 円	55,300 円	3,800 円
	平等割	36,000 円	34,700 円	1,300 円

※ただし、令和8年度の標準保険料率が、改正案を大幅に超える場合、被保険者に

過大な負担増になる恐れがあるため、モデルケースの税額が前年度比で年間3万円を超えるような引上げとなった場合、令和8年度の税率等は改正案のとおりとし、令和9年度で標準保険料率に合わせることにしたい。

【参考】令和7年度税率改正

区 分		改正後 E	改正前 F	引上幅 (E-F)
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.60 %	6.70 %	0.90 %
	均等割	32,200 円	29,900 円	2,300 円
	平等割	21,200 円	19,700 円	1,500 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.70 %	2.40 %	0.30 %
	均等割	11,800 円	11,400 円	400 円
	平等割	7,600 円	7,500 円	100 円
介護納付金 課税額	所得割	2.20 %	1.90 %	0.30 %
	均等割	11,300 円	10,700 円	600 円
	平等割	5,900 円	5,400 円	500 円
合 計	所得割	12.50 %	11.0 %	1.50 %
	均等割	55,300 円	52,000 円	3,300 円
	平等割	34,700 円	32,600 円	2,100 円

4 令和8年度税率改正による影響額

(1) 本市における保険税の影響額

8,200万円増（令和7年度賦課限度額を考慮）

(2) 被保険者世帯における影響額

ア モデルケース

【課税所得140万円、被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

年27,800円増（現行：300,900円、改正後：328,700円）

イ 低所得世帯

【被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

(7) 7割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得0万円】

年2,400円増（現行：40,000円、改正後：42,400円）

※うち減免対象世帯（下記【参考2】）

年1,600円増（現行：28,200円、改正後：29,800円）

(4) 5割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得61万円以下】

年9,100円増（現行：143,100円、改正後：152,200円）

(ウ) 2割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得112万円以下】

年15,600円増（現行：247,200円、改正後：262,800円）

【参考 1】均等割額、平等割額の軽減（令和 6 年度決算）

区分	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	計
軽減世帯数	2,166	1,136	987	4,289
全世帯（7,518 世帯）に占める割合	28.8%	15.1%	13.1%	57.0%

※各軽減基準となる総所得金額は以下に示すとおり。

< 7 割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 0 円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

< 5 割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 305 千円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

< 2 割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 560 千円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

【参考 2】本市における低所得世帯減免制度

ア 減免理由 世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が 0 円の場合

イ 減免額 (均等割額 (軽減世帯は軽減後の額) + 平等割額 (同)) × 3/10

ウ 実績 (令和 6 年度) 1, 206 世帯

(全世帯 (7,518 世帯) に占める割合 : 16.0%)

令和 7 年度碧南市国民健康保険特別会計 9 月補正予算について

【歳入】		A	B	A+B	
科	目	本年度予算	補 正 額	補 正 後 の 額	補正の説明
		千円	千円	千円	千円
国民健康保険税	一般分	1,510,180		1,510,180	
	退職分	0	0	0	
	小 計	1,510,180	0	1,510,180	
国庫支出金	国庫補助金	0	7,174	7,174	国庫補助金の増による補正
	小 計	0	7,174	7,174	
県支出金	保険給付費等交付金	4,171,161		4,171,161	
	小 計	4,171,161	0	4,171,161	
財産収入		1	0	1	
繰入金	一般会計繰入金	333,968	△ 79	333,889	国庫補助金の増による減額補正
	保険基盤安定繰入金	292,752		292,752	
	未就学児均等割保険料繰入金	4,978		4,978	
	産前産後期間保険料繰入金	988		988	
	国民健康保険事業基金繰入金	0	0	0	
	小 計	632,686	△ 79	632,607	
繰越金		20,000		20,000	
諸収入	加算金等	6,002	0	6,002	
	市預金利子	57	0	57	
	雑入	2,620	0	2,620	
	小 計	8,679	0	8,679	
歳入合計		6,342,707	7,095	6,349,802	

【歳出】		A	B	A+B	
科	目	本年度予算	補正額	補正後の額	補正の説明
		千円	千円	千円	
総務費	一般管理費	93,385	7,095	100,480	システム改修業務委託による増
	連合会負担金	596	0	596	
	賦課徴収費	6,073		6,073	
	運営協議会費	319	0	319	
	小計	100,373	7,095	107,468	
保険給付費	一般療養給付費	3,446,551		3,446,551	
	退職療養給付費	0	0	0	
	一般療養費	37,125	0	37,125	
	退職療養費	0	0	0	
	審査等手数料	13,926	0	13,926	
	一般高額療養費	545,724	0	545,724	
	退職高額療養費	0	0	0	
	一般高額介護合算	1,672	0	1,672	
	退職高額介護合算	0	0	0	
	一般移送費	50	0	50	
	退職移送費	0	0	0	
	出産育児一時金	25,011		25,011	
	葬祭費	5,000	0	5,000	
	傷病手当金	100	0	100	
	小計	4,075,159	0	4,075,159	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,426,545		1,426,545	
	後期高齢者支援金等分	470,250		470,250	
	介護納付金分	176,325		176,325	
	小計	2,073,120	0	2,073,120	
保健事業費	特定健康診査等事業費	50,774	0	50,774	
	保健事業費	17,279	0	17,279	
	小計	68,053	0	68,053	
基金積立金		1	0	1	
公債費		1	0	1	
保険税還付金		6,000	0	6,000	
予備費		20,000	0	20,000	
歳出合計		6,342,707	7,095	6,349,802	

令和7年度碧南市国民健康保険特別会計 9月補正予算 補正理由

1 歳入

(1) 国庫支出金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び子ども・子育て支援事業費補助金の増による補正。

(2) 繰入金（一般会計繰入金）

一般会計繰入金

国庫補助金の増に伴う一般会計からの繰入額の減額補正。

2 歳出

(1) 総務費（一般管理費）

子ども・子育て支援金制度創設対応システム改修業務委託による増額補正。

令和 7 年度碧南市国民健康保険特別会計 1 2 月補正予算について

【歳入】		A	B	A+B	補正の説明
科	目	本年度予算	補 正 額	補 正 後 の 額	千円
国民健康保険税		千円	千円	千円	
	一般分	1,510,180	△ 40,947	1,469,233	収納見込額の減による補正
	退職分	0	0	0	
	小 計	1,510,180	△ 40,947	1,469,233	
国庫支出金	国庫補助金	7,174	0	7,174	
	小 計	7,174	0	7,174	
県支出金	保険給付費等交付金	4,171,161	20,810	4,191,971	普通交付金の交付見込額の増による補正
	小 計	4,171,161	20,810	4,191,971	
財産収入		1	0	1	
繰入金	一般会計繰入金	333,889	△ 63,723	270,166	収納見込額の減等による補正
	保険基盤安定繰入金	292,752	21,175	313,927	交付見込額の増による補正
	未就学児均等割保険料繰入金	4,978	△ 926	4,052	交付見込額の減による補正
	産前産後期間保険料繰入金	988	14	1,002	交付見込額の増による補正
	国民健康保険事業基金繰入金	0	0	0	
	小 計	632,607	△ 43,460	589,147	
繰越金		20,000	44,579	64,579	前年度繰越金確定にともなう補正
諸収入	加算金等	6,002	0	6,002	
	市預金利子	57	0	57	
	雑入	2,620	0	2,620	
	小 計	8,679	0	8,679	
歳入合計		6,349,802	△ 19,018	6,330,784	

【歳出】		A	B	A+B	
科	目	本年度予算	補正額	補正後の額	補正の説明
		千円	千円	千円	
総務費	一般管理費	100,480	△ 11,598	88,882	給料等の減による補正
	連合会負担金	596	0	596	
	賦課徴収費	6,073	△ 326	5,747	事業費確定による減の補正
	運営協議会費	319	0	319	
	小計	107,468	△ 11,924	95,544	
保健給付費	一般療養給付費	3,446,551	20,810	3,467,361	決算見込額の増による補正
	退職療養給付費	0	0	0	
	一般療養費	37,125	0	37,125	
	退職療養費	0	0	0	
	審査等手数料	13,926	0	13,926	
	一般高額療養費	545,724	0	545,724	
	退職高額療養費	0	0	0	
	一般高額介護合算	1,672	0	1,672	
	退職高額介護合算	0	0	0	
	一般移送費	50	0	50	
	退職移送費	0	0	0	
	出産育児一時金	25,011	△ 5,002	20,009	決算見込額の減による補正
	葬祭費	5,000	0	5,000	
	傷病手当金	100	0	100	
	小計	4,075,159	15,808	4,090,967	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,426,545	△ 11,055	1,415,490	令和7年度国保事業費納付金額の確定に伴う補正
	後期高齢者支援金等分	470,250	△ 4,014	466,236	
	介護納付金分	176,325	△ 7,833	168,492	
	小計	2,073,120	△ 22,902	2,050,218	
保健事業費	特定健康診査等事業費	50,774	0	50,774	
	保健事業費	17,279	0	17,279	
	小計	68,053	0	68,053	
基金積立金		1	0	1	
公債費		1	0	1	
保険税還付金		6,000	0	6,000	
予備費		20,000	0	20,000	
歳出合計		6,349,802	△ 19,018	6,330,784	

令和7年度碧南市国民健康保険特別会計 12月補正予算 補正理由

1 歳入

(1) 国民健康保険税

被保険者数の減少に伴う国保税収納見込額の減のため。

(2) 県支出金

一般被保険者療養給付費の決算見込額の増にともなう普通交付金の交付見込額の増による補正。

(3) 繰入金（一般会計繰入金）

ア 一般会計繰入金

国民健康保険税の収納見込額の減等に伴う一般会計からの繰入額の減額補正。

イ 保険基盤安定繰入金

交付見込額の増による補正。

ウ 未就学児均等割保険料繰入金

交付見込額の減による補正。

エ 産前産後期間保険料繰入金

交付見込額の増による補正。

(4) 繰越金

前年度決算により繰越金が確定したことによる増額補正。

2 歳出

(1) 総務費（一般管理費）

機構改革にともなう職員数の減による給料等の減額補正。

(2) 総務費（賦課徴収費）

事業費確定による減額補正。

(3) 一般療養給付費

決算見込額の増による補正。

(4) 出産育児一時金

決算見込額の減による補正。

(5) 国民健康保険事業費納付金

愛知県が提示した令和7年度国保事業費納付金の額が確定したことによる減額補正。

